

○寝屋川市屋外広告物条例

平成 26 年 12 月 17 日

寝屋川市条例第 31 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 広告物等の制限（第 5 条－第 10 条）
- 第 3 章 広告物等の許可等（第 11 条－第 16 条）
- 第 4 章 広告物等の管理義務等（第 17 条－第 19 条）
- 第 5 章 許可の取消し、除却命令等（第 20 条－第 29 条）
- 第 6 章 雑則（第 30 条・第 31 条）
- 第 7 章 罰則（第 32 条－第 34 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）に関して必要な事項を定めることにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告主 自ら広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は屋外広告業者（屋外広告業を営む者をいう。）その他の者に広告物の表示、掲出物件の設置若しくはこれらの管理を委託する者をいう。
- (2) 施工者 広告主から広告物の表示又は掲出物件の設置を委託され、これらの工事を施工する者をいう。
- (3) 管理者 広告物又は掲出物件を管理する者をいう。

- (4) 自家用広告物 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の事業所、事務所、営業所等に表示する広告物又は設置する掲出物件をいう。

(寝屋川市の責務)

第3条 寝屋川市は、第1条に規定する目的を達成するため、市民に対する広告物又は掲出物件についての啓発、広告主及び施工者（以下「広告物表示者等」という。）並びに管理者に対する指導、関係行政機関及び関係団体との協力体制の確立その他広告物又は掲出物件に関する施策を実施しなければならない。

(市民等の役割)

第4条 市民及び広告物表示者等は、寝屋川市が実施する広告物又は掲出物件に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 広告物等の制限

(禁止地域等)

第5条 次の各号に掲げる地域又は場所（以下「禁止地域等」という。）には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域並びに生産緑地地区
- (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は特別緑地保全地区のうち市長が指定する地域又は場所
- (3) 寝屋川市景観条例（平成22年寝屋川市条例第7号）第7条第1項に規定する景観重点地区のうち市長が指定する地域又は場所
- (4) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項又は第78条第1項の規定により重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定された建造物の敷地及びその周辺の地域で市長が指定するもの並びに同法第109条第1項又は第110条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定され、又は仮指定された地域
- (5) 大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号）第7条第1項の規定により大阪府指定有形文化財に指定された建造物の敷地及びその周辺の地域で市長が指定するもの並びに同条例第46条第1項の規定により大阪府

指定史跡、大阪府指定名勝又は大阪府指定天然記念物に指定された地域

- (6) 寝屋川市文化財保護条例（平成 8 年寝屋川市条例第 23 号）第 6 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により寝屋川市指定有形文化財又は寝屋川市指定有形民俗文化財に指定された建造物の敷地及びその周辺の地域で市長が指定するもの並びに同条例第 37 条第 1 項の規定により寝屋川市指定史跡、寝屋川市指定名勝又は寝屋川市指定天然記念物に指定された地域
- (7) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項第 11 号の規定により保安林として指定された森林のある地域で市長が指定するもの
- (8) 道路、鉄道又は軌道及びこれらに接続する地域で市長が指定するもの
- (9) 古墳及び墓地
- (10) 官公署、学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。以下同じ。）、図書館、博物館、音楽堂、公会堂、体育館又は記念塔の敷地及びその周辺の地域で市長が指定するもの

2 市長は、前項の規定により禁止地域等を指定しようとする場合又はこれを変更し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ、寝屋川市景観条例第 26 条第 1 項の寝屋川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（禁止物件）

第 6 条 次の各号に掲げる物件（以下「禁止物件」という。）には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 街路樹及び路傍樹
- (2) 橋りょう及び地下道の上屋
- (3) トンネル、高架構造物、道路の分離帯及び道路又は鉄道の擁壁
- (4) 街灯（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の道路管理者が設置するものに限る。）、信号機、道路標識及び道路上の柵並びに駒止
- (5) 消火栓及び火災報知機
- (6) 郵便ポスト及び電話ボックス
- (7) 送電塔及び送受信塔
- (8) 形像及び記念碑
- (9) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹

木

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めて規則で定める
物件

2 前条第2項の規定は、前項第10号の規定により市長が規則で禁止物件を定め、
又はこれを変更し、若しくは廃止しようとする場合について準用する。

(禁止広告物等)

第7条 次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、これを表示し、又は
設置してはならない。

(1) 著しく汚損し、退色し、又は塗料等の剥離したもの

(2) 著しく破損し、又は老朽したもの

(3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの

(4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるも
の

(5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、公衆に対し著しく危害を及ぼすおそれのある
もの

(表示方法等の制限)

第8条 次の各号に掲げる広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他
表示の方法（以下「表示方法等」という。）については、規則で定めるところに
よらなければならない。

(1) 電柱を利用するもの

(2) 停留所標識を利用するもの

(3) 市長が良好な景観を形成するために特に必要があると認めて指定する区
域のうちにあるもの及び当該区域に面する土地又は建築物に表示し、又は設
置するもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めて規則で定める
もの

2 前項各号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件で、その表
示方法等が良好な景観又は風致を著しく害するおそれのあるものは、表示し、
又は設置してはならない。

3 第5条第2項の規定は、第1項の表示方法等を定め、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとする場合について準用する。

(適用除外)

第9条 次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、第5条第1項、第6条第1項、前条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定は、適用しない。ただし、第3号に掲げる広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、規則で定めるところにより、市長に届け出て表示し、又は設置する場合に限る。

- (1) 他の法令の規定により表示し、又は設置するもの
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札又は掲出物件
- (3) 道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これらに類する団体が表示し、又は設置するもの
- (4) 自家用広告物（表示面積の合計が7平方メートル以下のものに限る。）
- (5) 葬儀又は祭礼のため、一時的に表示し、又は設置するもの
- (6) 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のため、当該催物を開催する会場の敷地に表示し、又は設置するもの

2 次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、第5条第1項、第6条第1項並びに前条第1項第1号及び第2号の規定は、適用しない。

- (1) 公共団体、自治会、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他地域の公共的な活動を行う団体が行う当該地域における公共的な取組に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づき道路（道路法第2条第1項に規定する道路をいう。以下この項において同じ。）又は当該道路に接続する公共団体の所有若しくは管理に属する場所に表示し、又は設置するもので、規則で定めるもの
- (2) 寝屋川市又は大阪府がその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づき当該管理する道路に表示し、又は設置するもので、規則で定めるもの

3 次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、第5条第1項、前条第1項第1号及び第2号並びに第12条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 自己の管理する土地又は物件に当該土地又は物件の管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、営利を目的としない広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

4 次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、第5条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 学校、図書館その他の教育文化施設、病院その他の医療施設若しくは保育所その他の社会福祉施設を利用する自家用広告物又はこれらの施設の敷地内にある自家用広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 第8条第1項第1号及び第2号に規定するもの
- (3) 道先案内図その他公衆の利便に供する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(経過措置)

第10条 第5条第1項第2号から第8号まで又は第10号の規定による地域又は場所についての市長の指定があった際、当該指定のあった地域又は場所に現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は掲出物件については、当該指定の日から1年6か月の間（規則で定める堅ろうな広告物又は掲出物件（以下「堅ろうな広告物等」という。）にあっては、規則で定める期間）は、これらの規定は、適用しない。その期間内に第14条第1項の規定による許可を受けようとする場合における同項の許可の基準については、なお従前の例による。

2 広告物又は掲出物件が、第8条第1項の表示方法等又は第12条第4項の許可の基準が定められたことにより、これらの規定に抵触することとなった場合には、当該抵触することとなった日から1年6か月の間（堅ろうな広告物等にあっては、規則で定める期間）は、これらの規定は、適用しない。

第3章 広告物等の許可等

(事前協議)

第11条 次条及び第13条に規定する許可を要する広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする広告物表示者等は、規則で定めるところにより、当該表

示し、又は設置しようとする広告物又は掲出物件について、あらかじめ市長と協議を行わなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の協議に当たって必要な助言又は指導を行うことができる。
(許可)

第 12 条 禁止地域等以外の地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする広告物表示者等は、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める貼り紙、貼り札、広告旗又は立看板であって、掲出期間が 30 日を超えないものについては、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 広告主及び施工者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 広告物又は掲出物件の種類及び数量

(4) 広告物の表示又は掲出物件の設置の期間及び場所並びに移動するものにあつては、その範囲

(5) 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料及び構造の概要

(6) 広告物の色彩、意匠及び表示の方法並びに照明又は音響を伴う場合にあつては、その概要

(7) 広告物の表示又は掲出物件の設置の状況

(8) 広告物の表示又は掲出物件の設置に係る工事の完了予定年月日

(9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料及び構造を明らかにした書類

(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の状況を明らかにした図面

(3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所又は物件が他人の所有又は管理に属する場合にあつては、その承諾書

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める書類

- 4 第1項の許可の基準は、規則で定める。
- 5 市長は、第1項の許可に、必要な条件を付することができる。
- 6 第1項の許可の期間（以下「許可期間」という。）は、2年を超えない範囲内において、規則で定める。
- 7 第5条第2項の規定は、第4項の許可の基準を定め、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとする場合について準用する。

（変更の許可等）

第13条 前条第1項の許可を受けた広告物表示者等（以下「許可を受けた者」という。）は、当該許可を受けた広告物又は掲出物件において、同条第2項第3号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするとき（同項第4号に規定する広告物の表示又は掲出物件の設置の期間に係る部分について次条の規定により継続する場合を除く。）は、その7日前までに、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の許可について準用する。
- 3 許可を受けた者は、前条第1項の許可を受けた事項のうち同条第2項第1号、第2号、第8号及び第9号に掲げる事項に変更があったときは、変更の日から5日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（継続の許可）

第14条 許可を受けた者は、許可期間が満了した後、引き続き広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、当該許可期間の満了の日の7日前までに、市長の許可を受けなければならない。

- 2 第12条第2項から第6項まで並びに前条第1項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

（許可手数料）

第15条 第12条第1項、第13条第1項又は前条第1項の許可（以下「設置等の許可」という。）を受けようとする広告物表示者等は、別表に定める手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出をした政党、協会その他の団体が、貼り紙、貼り札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

- 2 市長は、公益上必要であると認めるとき、又は災害その他特別の理由がある

と認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

- 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(工事の完了の届出)

第 16 条 許可を受けた者は、第 12 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の許可に係る工事を完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

第 4 章 広告物等の管理義務等

(管理者の設置及び届出)

第 17 条 許可を受けた者は、第 12 条第 1 項の許可を受けた広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合は、管理者を置かなければならない。

- 2 許可を受けた者は、管理者を置いたとき、管理者に変更があったとき、又は管理者の氏名、名称、住所若しくは所在地に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(管理の義務)

第 18 条 許可を受けた者及び管理者は、公衆に対する危害を防止するため、広告物又は掲出物件について、補修その他必要な管理を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の管理が不十分であると認めるときは、許可を受けた者又は管理者に対し、補修その他必要な管理を行うよう指導することができる。

(除却の義務)

第 19 条 許可を受けた者又は管理者は、許可期間が満了したとき、又は第 21 条の規定により許可が取り消されたとき、若しくは広告物の表示又は掲出物件の設置が必要でなくなったときは、その日から 5 日以内に、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

- 2 許可を受けた者又は管理者は、前項の規定により広告物又は掲出物件を除却したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第 5 章 許可の取消し、除却命令等

(広告物表示者等に対する勧告等)

第 20 条 市長は、この条例の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置した広告物表示者等又は他人にこれらの行為を行わせた広告物表示者

等に対し、当該広告物又は掲出物件の改修、移転、除却その他必要な措置を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた広告物表示者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨並びに当該勧告を受けた広告物表示者等の氏名及び住所（法人にあつては、名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた広告物表示者等にその理由を通知し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

（許可の取消し、除却命令等）

第 21 条 市長は、この条例の規定に違反した広告物又は掲出物件があるときは、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置する広告物表示者等又は管理者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。この場合において、当該広告物又は掲出物件が設置等の許可を受けたものであるときは、当該許可を取り消すことができる。

2 市長は、設置等の許可を受けた広告物表示者等が第 12 条第 5 項（第 13 条第 2 項及び第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反したとき、又は虚偽の申請若しくは届出をしたときは、当該許可を取り消すことができる。

第 22 条 市長は、前条第 1 項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置した広告物表示者等又は管理者を確知することができないときは、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、掲出物件を除却するときは、5 日以上を期間を定めて、その期限までに除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公示しなければならない。

（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項）

第 23 条 法第 8 条第 2 項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量

- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
- (3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するために必要と認められる事項

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示方法)

第24条 法第8条第2項の規定による公示は、前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に掲げる広告物にあつては、2日間）、規則で定める場所に掲示するものとする。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管した広告物又は掲出物件を掲載した規則で定める一覧簿を、規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者の閲覧に供しなければならない。ただし、法第8条第3項第1号に掲げる広告物については、この限りでない。

(保管した広告物又は掲出物件の価額の評価の方法等)

第25条 法第8条第3項の規定により行う保管した広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手續)

第26条 法第8条第3項の規定により行う保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

第27条 市長は、前条本文の規定による競争入札として一般競争入札により売却をしようとするときは、当該入札期日の前日から起算して5日前までに、当該広告物又は掲出物件の名称又は種類、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 市長は、前条本文の規定による競争入札として指名競争入札により売却をしようとするときは、3人以上の入札者を指名し、かつ、それらの者に当該広告物又は掲出物件の名称又は種類、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、指名する入札者を2人とすることができる。

3 市長は、前条ただし書の規定により随意契約による売却をしようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(法第8条第3項各号の条例で定める期間)

第28条 法第8条第3項第1号の条例で定める期間は、2日間とする。

2 法第8条第3項第2号の条例で定める期間は、3か月間とする。

3 法第8条第3項第3号の条例で定める期間は、2週間とする。

(保管した広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第29条 市長は、保管した広告物又は掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。)を当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(以下この項において「所有者等」という。)に返還するとき、返還を受ける者に、その氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる方法その他の方法により、その者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させた上で、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

2 市長は、前項の返還を受ける者から、あらかじめ、当該広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を徴収することができる。この場合において市長は、当該費用の根拠を明らかにしなければならない。

第6章 雑則

(報告の徴収)

第30条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物表示者等若しくは管理者から報告をさせ、又は職員に営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、必要な事項を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。この場合において、居住の用に供する場所に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項又は第6条第1項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者

(2) 第12条第1項又は第14条第1項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者

(3) 第13条第1項の規定に違反して第12条第2項第3号から第7号までに掲げる事項を変更した者

(4) 第21条第1項の規定による命令に違反した者

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第5項(第13条第2項又は第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定による市長の付した条件に違反した者

(2) 第13条第3項又は第16条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第32条及び前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に大阪府屋外広告物条例(大阪府条例第 79 号。以下「府条例」という。)の規定によりなされた許可、命令その他の処分又は申請、届出その他の手続は、この条例の相当規定によってなされたものとみなす。

3 前項の規定の適用を受ける広告物又は掲出物件で同項の許可の期間の満了後は、第 5 条第 1 項の規定に適合しないこととなるもの又は第 8 条第 1 項若しくは第 12 条第 4 項(第 13 条第 2 項又は第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合しないこととなるものの表示又は設置については、これらの規定にかかわらず、施行日から 5 年(堅ろうな広告物等にあつては 10 年(当該広告物又は掲出物件の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に規定する耐用年数をいう。)から、当該広告物の表示又は掲出物件の設置に必要な工事を完了した日の翌日から施行日までの年数(1 年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を控除した残余の年数が 5 年(堅ろうな広告物等にあつては、10 年)を超える場合にあつては、その残余の年数))を経過する日までの間に限り、なお従前の例による。

(寝屋川市景観条例の一部改正)

4 寝屋川市景観条例の一部を次のように改正する。

第 26 条第 2 項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 寝屋川市屋外広告物条例(平成 26 年寝屋川市条例第 号)の規定によりその権限に属させられた事項

別表(第 15 条関係)

区分	金額
アドバルーン	1 個につき 650 円
広告幕	1 枚につき 350 円
立看板	1 枚につき 200 円

貼り紙又は貼り札		100 枚につき 250 円
広告塔又は広告板 (広告塔、広告板、 建物その他の工作 物等に掲出され、 又は表示される広 告物を含む。)	2 平方メートル未満 のもの	1 件につき 450 円
	2 平方メートル以上 5 平方メートル以下 のもの	1 件につき 1,000 円
	5 平方メートルを超 えるもの	1 件につき、1,000 円に 5 平方メー トルを超える面積が 5 平方メー トルまでごとに 1,000 円を加算した 額

備考

- 1 広告物の表示及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを 1 件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。
- 2 貼り紙又は貼り札の枚数の計算については、100 枚に満たない端数は、100 枚とする。